

和歌山工業高等専門学校における技術専門官及び技術専門職員に関する規則

制 定 平成10年2月4日

第1条 和歌山工業高等専門学校に、国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の技術専門官及び技術専門職員に関する訓令（平成9年文部省訓令第33号）の定めるところにより、技術専門官及び技術専門職員を置くことができる。

第2条 技術専門官は、極めて高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。

第3条 技術専門職員は、高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。